

「学校における働き方改革」ニュース vol.1

県教育委員会では、「教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにすること」を目的に、学校における働き方改革を推進しています。

令和元年11月に実施した教職員の勤務実態調査によれば、取組の成果は見られるものの、本県の目標の達成には至っておりませんでした。今後の取組の参考とするため、各学校で取り組んでいる好事例を紹介します。

【本県の目標】

文部科学省のガイドラインに示された勤務時間の上限の目安時間遵守に向け、速やかに、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校する教職員を「0」にする。

また、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」を70%以上に、及び「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を80%以上にする。

【本県の現状】

○教諭等※における月当たりの正規の勤務時間を80時間を超える者の割合

※教諭等とは主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師をいう。

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R元年11月）	8.1%	29.5%	32.8%	16.5%	0.03%
〃（R元年6月）	12.1%	37.9%	33.3%	20.6%	0.1%
〃（H30年11月）	11.5%	30.5%	36.9%	25.9%	1.4%
〃（H30年6月）	13.2%	36.4%	35.4%	30.2%	1.4%

（R元年11月の特別支援学校の値のみ小数第2位まで算出）

○教諭等における「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」

（※）子供と向き合う時間とは、休み時間や放課後等において、子供たちに補習したり、遊んだり、相談にのったりする時間をいう。

令和元年7月調査時 64%（平成30年12月調査時 54%）

○勤務時間を意識している教職員の割合

令和元年7月調査時 71%（平成30年12月調査時 64%）

【県内の働き方改革に係る好事例】

- （市町村立学校） ☆夏休みの宿題の自由課題化を行った。
- ☆時間外の電話に音声ガイダンス対応の導入を行った。
- ☆各教員の週案に毎日の目標退勤時刻を記入し、意識付けを行った。
- ☆市で指定した部活動のガイドラインに沿って活動時間を見直し、朝練習を廃止した。
- （県立学校） ★PDFファイルを利用したペーパーレス会議を実施した。
- ★清掃を週3日とし、清掃のない日はごみ捨て程度とした。
- ★目標申告シートに働き方改革に関する目標設定をし、面談等で進捗状況を確認した。
- ★毎週水曜日の定時退勤日の設定、月1回の完全退勤日を実施した。

※好事例は、HPに詳細を記載しています。右記QRコードを御参照ください。

【この件についての問合せ先】

教育振興部教職員課管理室 043-223-4040



目次へ